生 殖 補 助 医 療 0) 提 供 等 及びこれ に ょ り 出 生した子 0 親子 関 係に 関する民 法 の特 例 に 関 す る 法 律 案 に

対 す る附 帯 決 議

令 和 年 + 月 + 九 日

参 議 院 法 務 委 員 会

本 法 \mathcal{O} 施 行に当た 0 て は、 次 0 諸 点につ ٧, て 切 対 応 す るべ きで ある。

適 に

政 府 は、 生 殖 補助 医 療 及 び 不 妊 治 療の 提 供 に 当 ったっ て は、 以 下 0 基 本 的 認 識 に 基づ V) て 施 策 を 講 ずるこ

<u>ک</u> 。

1 生 殖 補 助 医 療 0 提 供 等に つい ては、 それにより 生 ま れ る子 \mathcal{O} 福 祉 及び 権 利 が 何 ょ り Ł 尊 重 さ れ なけ れ

ば なら ないこと。

2 当 事 者、 特 に 女性 0 心 i 身 の 保護及び リプ 口 ダクティブ・ヘ ル ス/ライツ 位性 と生 殖 に 関 す る自 己 決 定

権) 0 保障 が 尊 重、 確 保 され な け れ ば な 5 ないこと。また、 保 障 さ れ るべ きリ プ 口 ダ ク テ イ ブ ^ ル ス

´ ライ ッに は 女 性 \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 確 保 だけ で は なく、 身 体 的 に ŧ 精 神 的 に t 本 人 0) 意 思 が 尊 重 され 自 5 0)

身体に係ることに自ら 決定権を持 つことが含ま れ る ŧ ので あ ることに 留 意すること。

- 3 商 業 的 な 悪 用 • 濫 用 を 禁 止 し、 防 止 す るとと ŧ に 優 生 思 想 \mathcal{O} 排 除 を 維 持 す べ きこと。
- 4 生 殖 補 助 矢 療 及 び 不 妊 治 療 は 玉 に ょ る 少 子 化 対 策 لح し て \mathcal{O} 4 推 進 さ れ る べ き t \mathcal{O} で は な 1
- 政 府 は 血 縁 \mathcal{O} あ る 子 を ŧ う け ること を 推 奨 す る ょ う な 誤 解 を 招 くこ لح や、 子 を ŧ う け る ے لح が 人 生 \mathcal{O}
- プ 口 セ ス と L て 当 然 カュ \mathcal{O} ょ う な 印 象 を 与 え る こと が な 11 ょ う、 適 切 な 措 置 を 講 ず るこ
- 三 政 府 は 本 法 第 \equiv 条 第 三 項 置 に 講 規 定 す る 精 子 又 は 卵 子 \mathcal{O} 採 取 管 理 等 \mathcal{O} 安 全 性 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} 要 請 は 胚 に 0

1

7

ŧ

及

ぶこと

を

踏

ま

え

た

措

を

ず

るこ

- 兀 政 府 は 生 殖 補 助 医 療 及 び 不 妊 治 療 \mathcal{O} 提 供 を 受 け る 者 が 安 心 か 0 安 全 に 必 要 کے す る 治 療 を 受 け 6 れ る ょ
- う、 不 断 に そ \mathcal{O} 質 \mathcal{O} 向 上 12 努 \otimes る ととも に、 そ \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8 に 自 由 診 療 \mathcal{O} 下 で \mathcal{O} 矢 療 費 及 び 高 額 請 求 等
- 療 \mathcal{O} 技 実 術 態 把 治 握 実 諸 績 外 国 ょ ŋ 把 低 握 1 B と さ 検 証 れ 等 る 成 行 功 率 11 \mathcal{O} 治 実 療 態 技 調 術 査 及 び 準 原 化 大 B • 情 要 報 因 公 \mathcal{O} 分 等 析 \mathcal{O} 在 生 殖 補 助 医 0 11 療 提 \mathcal{O} 供 検 者 討 \mathcal{O} 治
- 行 0 た 上 で、 必 要 に 応 じ て 法 制 上 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず ること。

Þ

療

など

 \mathcal{O}

を

 \mathcal{O}

標

開

n

方

に

て

を

- 五 ン グ 政 体 府 制 は \mathcal{O} 強 生 殖 化 並 補 び 助 に 医 生 療 殖 及 補 び 不 助 医 妊 療 治 及 療 び \mathcal{O} 不 効 果 妊 治 に 関 療 す ^ る \mathcal{O} 社 イ 会 ン フ \mathcal{O} 理 才 解 \mathcal{O} A ド 促 進 • を コ 図 ン る セ ک ン کی \vdash を 尊 重 L た 力 ウ ン セ IJ
- 六 政 府 は 本 法 附 則 第 三 条 に 基 づ < 法 制 上 \mathcal{O} 措 置 が 講 ぜ 5 れ る ま で \mathcal{O} 間 生 殖 補 助 矢 療 \mathcal{O} 提 供 等 に お 11 て

婚 姻 関 係 に あ る 夫 婦 0) み を 対 象とするの で は なく、 同 性 間 力 ツ プ ル ~ 0) 生 殖 補 助 医 療 0 提 供 等 を 制 限 L な

いよう配慮すること。

七 政 府 は 生 殖 補 助 医 療 及 び 不 妊 治 療 を 利 用 す る 当 事 者 及 び そ れ に ょ ŋ 生 ま れ る 子 \sim 0) 偏 見 を 防 止 す る

とも に、 不 当 な 差 別 を 禁 止 す る た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず ること。

家 族 \mathcal{O} 在 ŋ 方 を 保 障 す る た \otimes \mathcal{O} 取 組 を 推 進 す ること。

よう努めること。

九

政

府

は

生

殖

補

助

医

療

及

び

不

妊

治

療

 \mathcal{O}

研

究

に

お

١ ر

て、

ル

シ

ン

キ

宣

言

及

び

国

 \mathcal{O}

研

究

指

針

等

が

遵

守

さ

れ

る

八

政

府

は

養

育

里

親、

特

別

養

子

縁

組

等

多

様

な

選

択

肢

 \mathcal{O}

周

知

と支

援

体

制

を

強

化

し、

多

様

な

生

き方

及

び

多

様

な

+ 政 府 は 仕 事 لح 生 殖 補 助 医 療 や不 妊 治 療 等 と の 両 <u>\</u> が 実 現 で きるよう、 職 場 に お け る 働 き 方 \mathcal{O} 環 境 Þ 制

度 0) 整 備 を 行うとともに、 周 囲 B 社 会全 体 \mathcal{O} 理 解 \mathcal{O} 醸 成 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} ^ ル ス IJ テラシ] 等 に 係 る 教 育 \mathcal{O} 推 進 な

ど必要な措置を講ずること。

+ 政 府 は、 生 殖 補 助 医 療 0) 提 供 12 お け る 適 正 性 を 確 保 す るた め 0 幅 広 1 分 野 \mathcal{O} 専 門 家 を 構 成 員 12 含 む 検

討会を設置すること。

十 二 政 府 は、 ヒ 1 受精 胚 に 対 す る 遺伝 情 報 改 変技 術 等 \mathcal{O} 規 制 0) 在 ŋ 方 を 検 討 すること。

- 1 女 性 0 IJ プ 口 ダ ク テ イ ブ ^ ル ス / ラ イ ツ \mathcal{O} 保 障 が 本 法 第 三 条 \mathcal{O} 基 本 理 念 に 含ま れ そ れ は 健 康 に لح
- تلح ま ら ず 身 体 的 に Ł 精 神 的 に t 本 人 \mathcal{O} 意 思 が 尊 重 さ れ る べ きこと が 含 ま れ る ŧ \mathcal{O} で あ 0 て、 そ \mathcal{O} 徹 底 が
- 強 < 要 請 さ れ て 1 ることを 踏 ま え そ \mathcal{O} + 分 な 確 保 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 具 体 策

2

児

童

 \mathcal{O}

権

利

12

関

す

る

条

約

子

ども

 \mathcal{O}

権

利

条

約

が

子

ど

ŧ

 \mathcal{O}

最

善

 \mathcal{O}

利

益

と

と

Ł

に

命

 \mathcal{O}

権

利

Þ

意

思

表

明

権

- \mathcal{O} 保 障 t 要 請 L て 1 ることに + 分 に 留 意 L た、 生 殖 補 助 医 療 に ょ ŋ 生 ま れ た 子 \mathcal{O} 1 わ ゆ る 出 自 を 知 る

権利」の在り方

3 本 法 が 児 童 \mathcal{O} 権 利 に 関 する 条 約 子 ども \mathcal{O} 権 利 条 約 \mathcal{O} 要 請 に + 分 12 合 致 す る t \mathcal{O} で あ ること を 担

保

る 観 点 で \mathcal{O} 生 命 生 存 及 び 発 達 に 対 す る 権 利 子 ど ŧ \mathcal{O} 最 善 \mathcal{O} 利 益 子 ど ŧ \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 尊 重 築 \mathcal{O} 保 障

の在り方の具体策

す

4 精 子 又 は 卵 子 \mathcal{O} 提 供 者 及 Ü 提 供 を受 け る者 が + 分 か 0 適 切 な 説 明 を 受け た上 で 承 諾 L た 事 実 0 管 理 等

を公的に行う機関の在り方

- 5 第 \equiv 者 機 関 に ょ る 審 査 監 督 制 度 B 胚 培 養 士 等 専 門 職 \mathcal{O} 資 格 制 度 0) 在 ŋ 方
- 6 精 子 卵 子 提 供 を 受 け る 側 \mathcal{O} 要 件 及 U 判 断 \mathcal{O} 在 り 方

- 7 生 殖 補 助 医 療 Þ 木 妊 治 療 に 係 る法 令 違 反 0) 際 0) 罰 則 等 と 倫 理 規 定 \mathcal{O} 在 ŋ 方
- 8 同 性 間 \mathcal{O} 力 ツ プ ル に お け る 生 殖 補 助 医 療 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 在 n 方 B 同 性 間 \mathcal{O} 力 ツ プ ル に 対 す る 生 殖 補 助 医 療 に

係る支援の在り方

9 精 子 卵 子 提 供 者 を 含 む 当 事 者 に 対 す る 生 殖 補 助 医 療 に 係 る 1 ン フ オ ム ド • コ ン セ ン \vdash \mathcal{O} 確 保 確

<u>八</u> と 不 利 益 \mathcal{O} 口 避 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 具 体 的 な 制 度 \mathcal{O} 在 り 方

1 0 生 殖 補 助 医 療 に 用 1 5 れ る 卵 子 \mathcal{O} 提 供 に お 1 て、 家 族 間 等 \mathcal{O} 無 償 \mathcal{O} 卵 子 提 供 \mathcal{O} 強 要 を 防

止

す

る

対

策

1 1 代 理 懐 胎 に 0 1 7 \mathcal{O} 規 制 \mathcal{O} 在 ŋ 方

1 2

現 在 法 制 審 議 숲 民 法 親 子 法 制 部 会 に お 11 て 行 わ れ て 1 る 嫡 出 推 定 制 度 等 \mathcal{O} 親 子 法 制 に 係 る 見

直 L \mathcal{O} 検 討 に 0 1 て 取 ŋ ま とめ が なさ れ た 場 合、 そ 0 結 論 を 踏ま らえた、 生 殖 補 助 医 療 に ょ ŋ 生 ま れ た子

に関する新たな法制上の措置

十 匹 本 法 成 立 後 速 <u>ہ</u> カュ に、 幅 広 V) 会派 0 参 加 に ょ ŋ 本 法 附 則 第三条 0 検 討 を行うこと。

右決議する。